

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道立工業技術センター条例
根拠条項	第11条第1項及び第2項
処分の概要	使用の承認の取消し等
法令の定め	<p>北海道立工業技術センター条例第11条</p> <p>指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 第8条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。</p>
処分基準	設定しない。(処分基準が法令の定めに尽くされているもの)
処分担当課	北海道立工業技術センター (電話番号：0138-34-2600)
問い合わせ先	北海道立工業技術センター (電話番号：0138-34-2600)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	北海道立工業技術センター管理規則
根拠条項	第2条第2項
処分の概要	入館の制限
法令の定め	北海道立工業技術センター管理規則第2条第2項 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反し、工業技術センターの管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、工業技術センターの利用を制限し、又は退館させることができる。
処分基準	設定しない。(処分基準が法令の定めに尽くされているもの) 北海道立工業技術センター管理規則第2条第1項 入館者は、工業技術センターの利用につき、北海道立工業技術センター条例（昭和61年北海道条例第32号。以下「条例」という。）、この規則及び条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指示に従うほか、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1） 施設、機器等を汚損し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。 （2） 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
処分担当課	北海道立工業技術センター (電話番号：0138-34-2600)
問い合わせ先	北海道立工業技術センター (電話番号：0138-34-2600)
備考	